

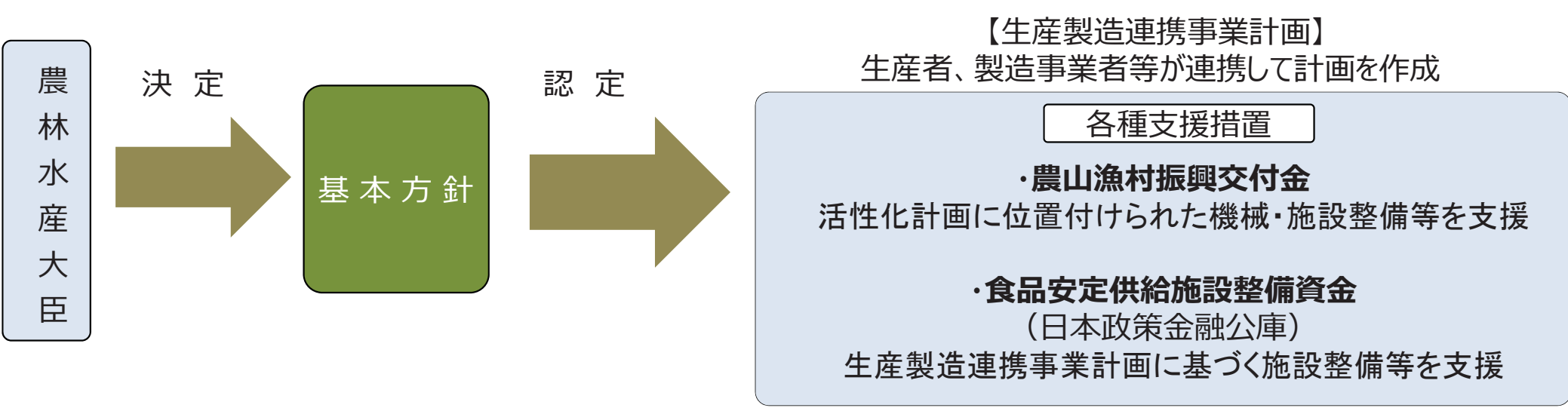
米穀の新用途への利用の促進に関する 基本方針（案）について

令和 2 年 3 月

農林水産省

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律の枠組み

- 水田の主要な生産物である米穀の新用途（米粉用米・飼料用米）への利用を促進する観点から、平成21年4月に「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）」が制定された。
- 同法では、米粉用米・飼料用米の利用の促進の意義や基本的な方向について、基本方針を定めることとされており、基本方針は、おおむね5年ごとに定めることとされている（現行基本方針は平成27年4月に見直し）。



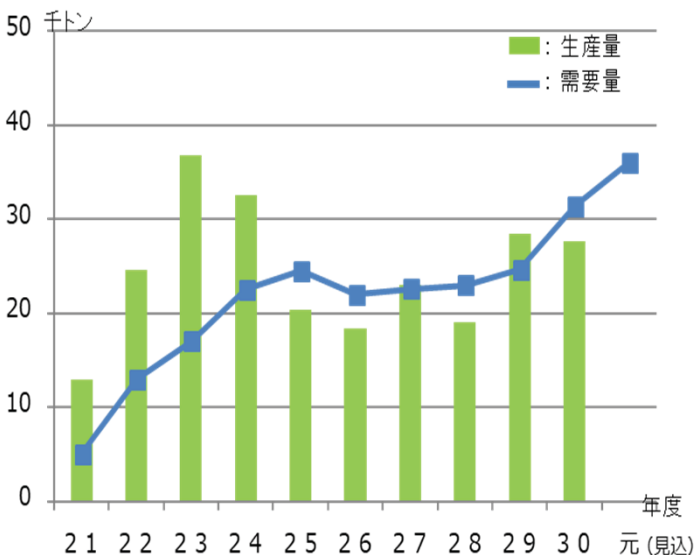
基本方針

- ・ 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係機関の長に協議するとともに、**食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。**【法第3条第5項】
- ・ 法第3条第1項の基本方針は、**おおむね5年ごとに定めるものとする。**【施行令第4条】

米粉用米の現状

- 米粉用米の需要量は、平成24年度以降、2～3万トン程度で推移していたが、近年は需要量が拡大。
- 水田活用の直接支払交付金による生産者支援や米粉製造事業者による製粉ラインの改良・大手企業の稼働率の向上により、一部企業は小麦粉並みの米粉価格を達成したものの、パンや麺等の二次加工品の価格差が課題。
- 加工技術の進展により、米ゲルやアルファ化米粉等、多様な用途に対応できる加工技術や増粘剤等の代替として使用できる米粉製品（グルテンフリー米粉パン、輸出用米粉ラーメン等）が開発されており、高品質な国内産米粉の特徴を活かした輸出の拡大が必要。

米粉用米の生産量・需要量の推移



注) 農林水産省調べ

製粉・加工コストの状況

	原料価格	製粉コスト等	米粉価格	二次加工品価格
米粉	50円程度	50～240円程度	100～290円程度	1,300円～2,000円程度
小麦粉	50円程度	50円程度	100円程度	430円

注1) 米粉原料価格は企業購入価格（平均値）であり、農家出荷価格とは異なる場合がある。

注2) 米粉価格は業務用（加工用）の価格。

注3) 二次加工品価格は、食パン1kgの価格（米粉は農林水産省調べ、小麦粉は小売物価統計調査）

新たな米粉の利用方法

◆米ゲル



高アミロース米を炊飯後に高速攪拌し、ゼリー状に加工しパン等に利用

◆アルファ化米粉



特殊な加工技術により、増粘多糖類や油脂等の代替として製パン時の粘度調節に使用

◆グルテンフリー米粉パン



アレルギー物質27品目不使用でアルファ化米粉を使用した米粉パン

◆輸出用米粉ラーメン



アルファ化米粉を使用し、賞味期限を延長させた米粉麺

米粉関係者の主な意見

【意見交換：令和元年8月～10月で実施】

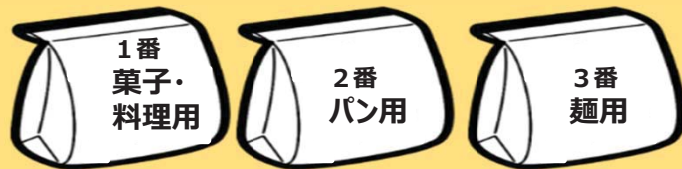
- ・大規模製造ラインに適した米粉の加工技術の開発により、二次加工コストの低減を図る必要
- ・新たな米粉の加工法を用いた製品開発が必要
- ・米粉や米粉加工品の規格や特徴を活かした輸出の拡大が必要
- ・米粉に適した多収性品種の導入や米粉用米の質と量の安定に資する複数年契約が必要

○ 米粉用米の需要拡大の取組

- 米粉の特徴を活かし、「米粉の用途別基準」やグルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要を後押し。
- 米粉の需要拡大に向け、パンに適した「ミズホチカラ」や麺に適した「越のかおり」等、加工適性に優れた品種や多収品種の導入。
- 米粉用米を生産する生産者と商品に適した米粉用米が欲しい米粉製造事業者とのマッチングを実施。
- 米粉用米の主産地で生産者と実需者の情報交換会を開催するとともに、ノングルテン米粉表示及び米粉の用途別基準の普及のための説明会の開催や国内外への政府広報による周知を実施。

米粉の用途別基準

平成30年から、小麦粉と同じように製品の用途を表示する仕組みを開始。



ノングルテン米粉第三者認証制度

1 ノングルテン米粉第三者認証制度

平成30年6月から、輸出も念頭においた、世界で最も厳しい基準の認証制度を開始。



2 ノングルテン米粉加工食品の表示

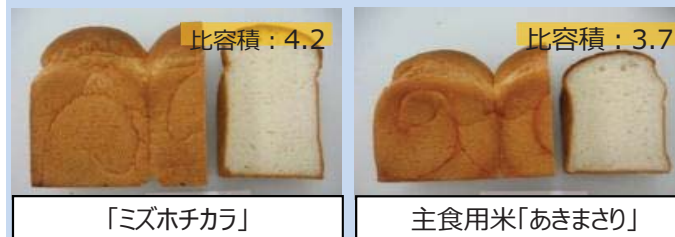
令和元年9月には、ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを開始。



米粉に適した多収品種の導入

- **ミズホチカラ（2011年3月品種登録）**
製粉時のデンプン損傷が少ないため膨らみやすく、主食用品種に比べ2割以上の増収が期待できるパンに適した品種。

[米粉パンの形状比較]



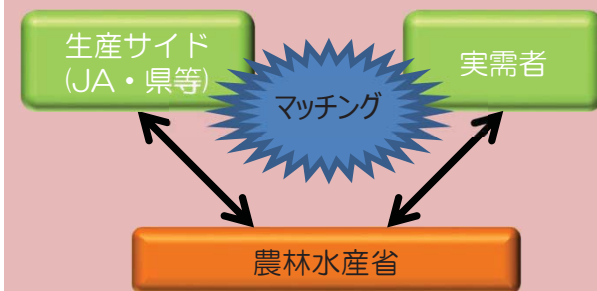
米粉の広報

米粉に係る新たな取り組みについて、国内外への政府広報による周知を実施。



生産者と実需者とのマッチング

- ・ 新たに米粉用米の供給を希望する実需者をとりまとめ。
- ・ 米粉用米の主産地においてマッチングを実施。

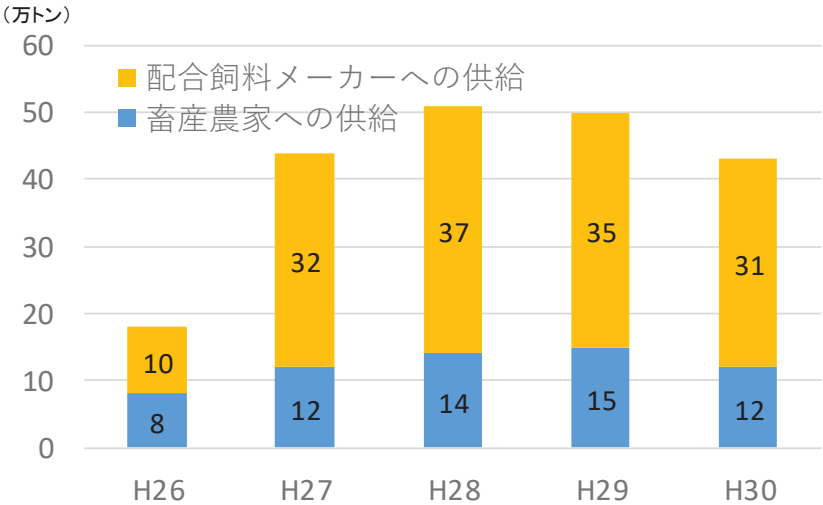


飼料用米の現状

- 全農スキーム（※）の整備(H27)等、安定的に供給できる流通ルートが確立された結果、配合飼料工場を通じた供給が大幅に拡大。これにより、飼料用米の生産量は平成28年産で51万トンまで増加するも、平成30年産以降は減少。
- 多収品種の作付割合は年々増加、約7割の生産者が5ha以上層となっている。一方、地域に応じた栽培技術や大規模経営に適した省力的な栽培技術の確立が遅れ、単収は横ばい。

（※）全農が直接、生産者から飼料用米を買い取り、全国ベースで一元的に流通を行うことで流通の円滑化、経費の合理化を図る仕組み。

飼料用米の供給先別供給量の推移

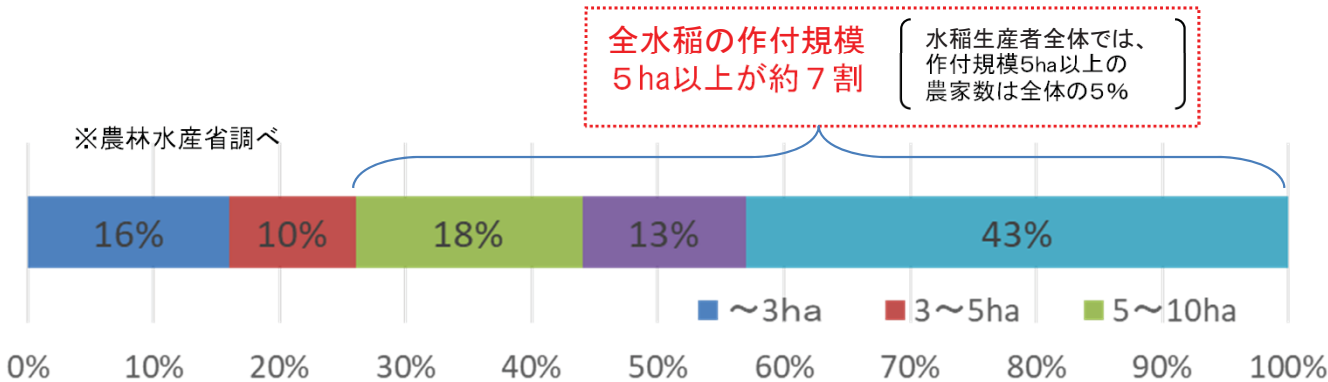


飼料用米の作付け・生産状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R元
飼料用米作付面積（万ha）	3.4	8.0	9.1	9.2	8.0	7.3
うち、多収品種（万ha）	1.3	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3
割合	39%	37%	43%	50%	56%	60%
うち、区分管理（万ha）	2.7	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5
割合	80%	75%	80%	83%	88%	89%
飼料用米生産量（万トン）	19	44	51	50	43	-
飼料用米の単収（kg/10a）	554	555	558	549	538	-

注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。
「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

飼料用米生産者の経営規模（全水稻の作付面積）別分布状況（平成30年産）



全水稻の作付規模
5ha以上が約7割

（水稻生産者全体では、
作付規模5ha以上の
農家数は全体の5%）

※農林水産省調べ

飼料用米関係者の主な意見

- ・川下の認知度向上や科学的知見に基づく差別化により、飼料用米を活用した畜産物のブランド化をさらに進める必要
- ・バラ出荷の推進やストックポイントの整備、多収化・省力化等による流通・生産コストの削減が必要
- ・飼料用米は重要な配合飼料原料であり、複数年契約による安定取引を拡大すべき

【意見交換：令和元年8月～10月で実施】

飼料用米のコスト低減や畜産物等のブランド化の取組

- コスト低減に向け、飼料用米の10a当たりの収量が優れる経営体を表彰する「飼料用米多収日本一」コンテストの開催、「飼料用米生産コスト低減マニュアル」の作成・公表や、施設整備等による安定的な供給体制の構築を促進。
- 飼料用米を活用した畜産物等のブランド化を推進した結果、畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が進展し、事例数は全国で103事例まで拡大。
- 都道府県・地域農業再生協議会と連携し、毎年畜産農家と耕種農家のマッチングを実施。

飼料用米多収日本一

飼料用米生産農家の生産技術の向上を目指し、多収を実現している先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介。

飼料用米多収日本一（令和元年度）
【農林水産大臣賞】

- ・単収の部
相澤正之（奈良県）：940kg/10a
- ・地域の平均単収からの増収の部
株式会社アグリワナガ 代表取締役 岩永新一郎（佐賀県）：+339kg/10a

飼料用米生産コスト低減マニュアル

飼料用米の低コスト生産の実現に向け、飼料用米に係る試験研究や機器開発等の技術的成果をまとめたマニュアルを作成・公表。

マニュアルで紹介している技術等の例

- ・多収化に向けた多収品種の活用
- ・直播・疎植等の省力栽培
- ・堆肥や安価な肥料の利用
- ・農地集積、団地化による大規模化 等

施設整備による安定的な供給体制の構築

飼料用米生産側の施設

→ 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。



例：カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応

飼料用米利用側の施設

→ 自給飼料（飼料用米を含む）生産拡大に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。



例：TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設

飼料用米を活用した畜産物のブランド化

飼料用米活用畜産物ブランド日本一（令和元年度）
【農林水産大臣賞】

「オクノの玉子」
株式会社オクノ（兵庫県）



米活用畜産物のロゴマーク

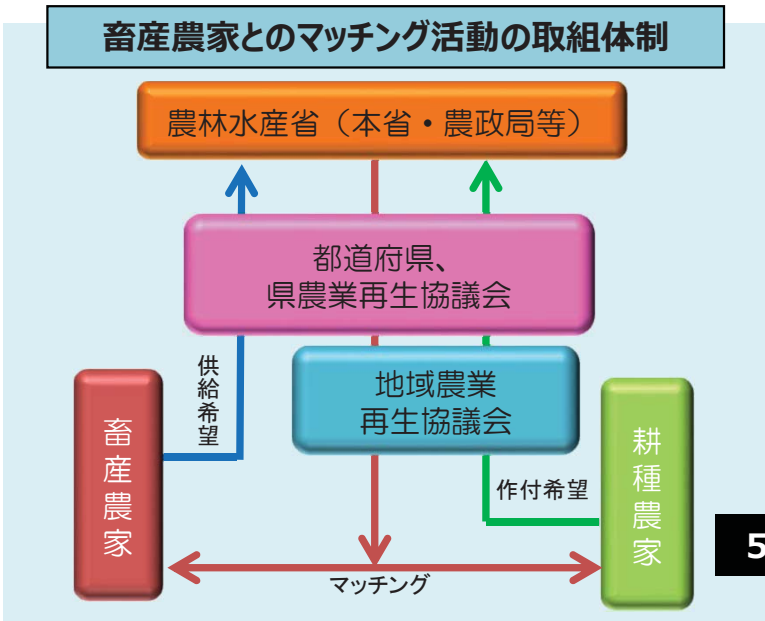


お米で育った畜産物

※令和2年3月現在で把握しているもの

【凡例】（ブランド事例）

白	…事例無し	黄緑	…1例	緑	…2例
濃緑	…3～4例	深緑	…5例以上		



○ 基本方針改定のポイント ①

○ このような状況を踏まえ、現行基本方針について以下のとおり改定。

現 行 基 本 方 針	新たな基本方針（案）
-------------	------------

＜全体を通じて、「需要に応じた生産」を促進するため、記載の順序を変更＞

前文

● 米穀の新用途への利用の促進に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、米穀の新用途への利用の促進の意義や基本的な方向等の事項を、基本方針に定める旨を記述	● 近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による <u>経済活動への影響に対する懸念</u> についても、 <u>その状況を的確に把握し、適切な対応に努める旨</u> を追記。
--	--

第一 米穀の新用途への利用の促進の意義

● 持続的な食料生産基盤である水田を維持し、これを有効活用して我が国の食料供給力の強化を図るため、水田において米粉用や飼料用といった新用途の米穀の生産・利用の拡大・定着に取り組んでいく必要があることを記述	● 農業競争力プログラム等に基づいたこれまでの取組を十分踏まえ、新用途米穀の生産等の拡大・定着に取り組むとともに、主食用の米穀の需要が引き続き減少すると見込まれる中、 <u>米穀の新用途への利用を促進することは、持続的な食料生産基盤である水田の維持を図る上で極めて重要である旨</u> を追記。
--	---

第二 米穀の新用途への利用の促進の基本的な方向

● 米穀の新用途への利用に当たり、生産者と製造事業者等との連携、競合品と競争し得る価格での供給、生産・流通・加工コストの低減、消費者ニーズ等を踏まえた商品の開発が必要であること等について記述	左記に加え、 ● <u>米粉用米について、新たな米粉加工法を用いた製品開発や大規模製造ラインに適したパンや麺などの二次加工技術の開発が必要である旨の記述を追記</u> また、海外における需要創出に取り組むとともに <u>ノングルテン米粉 J A S の制定等を検討する旨の記述を追記</u> ● <u>飼料用米について、飼料用米を利用した畜産物のブランド力強化、生産・流通コスト低減のための、バラ出荷やストックポイントの整備等が必要である旨の記述を追記</u> ● <u>実需者が求める米需要に応えられるよう、生産拡大を進めることとし、複数年契約による長期安定的な取引の一層の推進等が必要である旨を追記</u>
---	---

○ 基本方針改定のポイント ②

現 行 基 本 方 針

新たな基本方針（案）

第三 生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項

- 法に基づく生産製造連携事業及び新品種育成事業の実施に関する基本的な事項を記述



現行どおり

第四 米穀の新用途への利用の促進に関する重要事項

- 米穀の新用途への利用の促進には、生産者の意向と実需者のニーズの合致が必要であり、国・団体等の関係者がマッチングに努めるとともに、消費者等に対して米穀の新用途への利用の促進の意義の理解増進に努めるべきことを記述



- 左記に加え、
- 米粉用米については、新たな市場として、防災食、介護食等の分野の開拓に留意する旨の記述を追記
 - 飼料用米については、飼料用米を活用した畜産物の全国的な認知度向上や販路開拓に努める旨の記述を追記

第五 米穀の新用途への利用の促進に際し配慮すべき重要事項

- 米穀の新用途への利用の促進に際しては、地域の水田の有効活用、適正な流通の確保、生産・利用における安全の確保、加工品に関する適切な表示に配慮すべきことを記述



- 左記に加え、
- 米粉について、用途に応じた使用方法が消費者等に伝わるよう、用途別基準による標記を行い、商品の使用方法の適切な表示に努める旨の記述を追記。

(参考) 米粉用米、飼料用米共通 施策

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
(R2概算決定額：230億円の内数)

1. 生産側の米粉用米、飼料用米の施設

米粉用米や飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。

例：カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応



例：米粉製造業者が、 α 化米粉開発のための新たな製造設備を整備

2. 利用側の米粉用米、飼料用米の施設

飼料用米も含めた自給飼料の・生産拡大に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。
※産地と契約を結んでいること等が要件

例：TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設



補助率 1/2以内

- 農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策
(R2概算決定額：98億円の内数)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく生産製造連携事業計画の認定を受けた米粉製造業者・米粉加工品製造販売業者の米粉用米加工施設・機械等の整備を支援

例：米粉製造機械、製パン設備を導入し、生産製造連携事業計画に基づき利用を拡大



例：1台の機械で短時間に原料米をアルファ化処理する機械（エクストルーダー）の導入



補助率 1/2以内

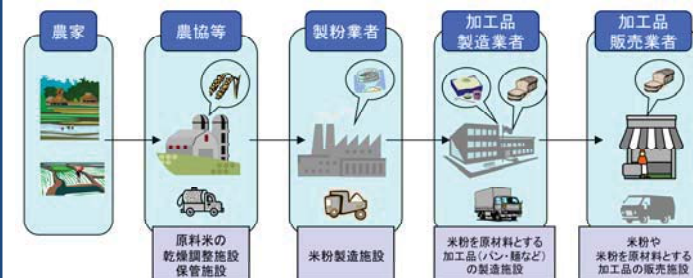
- 食品安定供給施設整備資金
(米穀新用途利用促進)
(日本政策金融公庫)

米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく生産製造連携事業計画の認定を受けた米粉・飼料製造業者等の米穀の保管や新商品の開発に必要な施設の改良、取得等の整備を融資により支援
※中小企業のみ対象

例：米穀需要拡大に対応するため、玄米倉庫を整備



例：生産製造連携事業計画の具体例



貸付限度額 80%以内